

「都立霊園及び瑞江葬儀所における窓口キャッシュレス決済事業」 に係る事業者募集要領

東京都（以下「甲」という。）では、「都立霊園及び瑞江葬儀所における窓口キャッシュレス決済事業」を実施するにあたり、本事業の協力者（以下「乙」という。）を以下の要領で募集します。

第 1. 事業の概要

1 事業の目的

都立霊園及び瑞江葬儀所窓口におけるキャッシュレス決済の導入及び収納等にかかる事業を実施することで、効率的で利便性の高い窓口サービスを提供することを目的とします。

2 事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 実施期間（予定）

協定書締結の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までの支払い手続き完了分に係る立替払金の払込完了まで（ただし、決済サービスの運用期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。）

4 設置対象施設

多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子霊園、青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園
公益財団法人東京都公園協会本社
瑞江葬儀所
計 10 施設 各 1 台

5 設置対象施設における窓口での現金取扱高及び件数（直近 3 ヶ年）

現金取扱高	取扱件数 (件)	合計金額 (千円)
令和 7 年度	25,704	253,043
令和 6 年度	26,399	261,663
令和 5 年度	27,243	256,143

第 2. 参加資格

次の 1～3 の事項をすべて満たすものとします。

- 1 安定的な経営基盤を有すること。

2 事業の実施能力を有する者であること。

3 次のすべての項目を満たすこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ・ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- ・ 東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ・ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経総第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中でないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

第 3. 選定スケジュール

公募開始・応募届の受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 10 日（月）17 時まで

質問の受付

令和 8 年 8 月 3 日（木）から令和 8 年 8 月 10 日（月）17 時まで

質問への回答期間

令和 8 年 8 月 13 日（木）までに回答

辞退届の受付

令和 8 年 8 月 14 日（金）17 時まで

企画提案書、業務実績書及び財務情報がわかる書類等の受付

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 9 月 2 日（水）17 時まで

決済事業者の選定

令和 8 年 9 月中旬 予定

第 4. 応募手続き

1 提出書類について

応募する場合は以下の書類を提出してください。

- ①応募・辞退届（様式 1）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③誓約書（様式 2）
- ④費用明細（様式 3）
- ⑤業務実績書（様式 4）
- ⑥財務情報がわかる以下の書類
 - ・ 定款、寄付行為又はこれに類するもの

- ・貸借対照表及び損益計算書（直近３事業年度分）
- ・法人登記簿謄本
- ・納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書「その３」または「その３の３」で提出）、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税及び法人事業税）直近３事業年度分）
- ・税務申告書一式の写し（法人税申告書または所得税申告書（別表含む）について、直近３事業年度分）

２ 企画提案書の作成について

- ・任意の様式で作成し、サイズは原則 A4 サイズとしてください。なお、A3 サイズの資料については縮小するか、折りたたんでください。
- ・内容については、別紙「仕様書」を参考に、必ず下記表の項目を含めて提案してください。
- ・提案書中に提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名）を記載しないようにしてください。

記載必須項目	内容
(1) 決済端末の基本構成	■端末の基本情報、操作性（基本操作や取消処理、処理時間等）、通信環境等 操作性・視認性についてイメージしやすいよう、操作画面などを併せてお示しください。
(2) 利用者の利便性	■対応するキャッシュレス決済種別（クレジットカード・電子マネー・QRコード）、決済ブランド一覧及びブランドごとの決済手数料率 ■対応する決済ブランドのユーザー数やシェア率等 ■紛失・盗難カードの不正使用に対する防止対策や補償制度
(3) 決済情報の管理及び入金スケジュール等	■決済情報の管理方法、管理サービスの集計機能等 提供可能な決済情報や決済情報の反映のタイミング、集計機能についてご記載ください。併せて、イメージしやすいよう決済管理画面などをお示しください。 ■甲への入金時期や入金サイクル 決済ブランドによって入金時期・サイクルが異なる場合はその旨明記してください。 ■入金情報の内容・項目 入金時の明細書・請求書の記載項目について、明細書のイメージと併せてご記載ください。 ■決済サービスごとの返金処理の方法 決済ブランドによって返金処理の可否や操作が異なる場合はその旨明記してください。

(4) 導入スケジュール	■運用開始までの、審査、加盟店契約、端末配備・設定作業等の初期導入業務に関するスケジュール
(5) 運用サポート体制	■導入時のサポート体制 端末設置支援（職員に対する操作研修、マニュアル整備等）の具体的内容について記載してください。 ■導入後のサポート体制 日々の操作に関する問い合わせや処理トラブル等への対応、保守対応（故障時の修理や交換に要する期間）、保証期間等について記載してください。
(6) 個人情報保護及び情報セキュリティ	■サイバーセキュリティ及び個人情報保護に関する体制及びその取組について記載してください。
(7) 提案者の優位性、特筆できる提案	■提案可能な事業者独自の取組等があれば記載してください。

3 提出方法について

提出書類は以下の期限までに提出してください。期限を過ぎた場合は書類を受け付けません。

(1) 応募届

令和8年8月10日（月）17時まで

(2) 辞退届

令和8年8月14日（金）17時まで

(3) 企画提案書、費用明細、誓約書、業務実績書及び財務情報がわかる書類等

令和8年9月2日（水）17時まで

提出書類は、電子データを「第9.連絡先」宛にメールあるいはCD-Rによりご提出ください。ただし、「③ 誓約書」については、紙書類を別途ご郵送いただくようお願いいたします。なお、「③ 誓約書」の電子データを上記期日までにご提出いただければ、紙書類の到着は期日以降で差し支えありません。

第5. 応募後の取扱い

- ・ 提出書類は、返却、引換え、変更、加除修正をすることができないものとします。
- ・ 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。
- ・ 提出書類は、選定作業に必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ・ 協定締結後は、乙の提出書類を関係者に供するものとします。

第6. 質問及び回答

本募集要領及び提出書類について質問がある場合は、別に定める質問書（様式5）により、次の

とおり受け付けます。なお、質問は応募届を提出した者のみ受け付けます。

1 質問方法

「第3. 選定スケジュール」に記載の質問受付期間内のみ質問を受け付けます。

Eメールに質問書を添付し、「第9 連絡先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。

2 回答

応募届を提出した応募者全員に対して、令和8年8月13日（木）までにEメールで回答を送付いたします。

第7. 選定の流れ

1 審査

選定にあたっては、「都立霊園及び瑞江葬儀所における窓口キャッシュレス決済事業に係る決済事業者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）を構成し、別紙「評価基準」に基づいて総合的に評価し、公正かつ厳正に審査を行います。審査方法は、提出された企画提案書等に基づく書類審査とします。なお、審査にあたって提出書類に不明な点があった場合は、甲から事前に質問することがあります。

2 結果の通知

審査の結果、最も評価が高かった者を乙として内定します。また、審査結果はメールにより通知を行う予定です。

3 協定・契約の締結

乙の内定後、甲は乙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に定める「指定納付受託者」に指定します。なお、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることになる者を指定納付受託者として指定します。

乙は、次に掲げるすべての事項を含む協定を甲と締結し、キャッシュレス決済サービスに係る加盟店契約を締結するものとします。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制、役割分担及び費用負担に関すること
- (3) 請求方法や支払方法に関すること
- (4) 地方法自治法第231条の2の5第1項に規定する「指定する日」に関すること
- (5) 乙による信用照会に関すること
- (6) 乙から甲への歳入等の納付遅延に関すること
- (7) 甲から乙への手数料の支払に関すること
- (8) 乙から甲への収納金明細や手数料金額等の報告に関すること
- (9) 乙による帳簿書類の保存に関すること
- (10) 安全管理や個人情報の保護に関すること
- (11) 秘密保持に関すること
- (12) 誓約書の遵守に関すること
- (13) 事業の中止及び協定の解除に関すること

(14) 損害賠償及び損失補償に関すること

第8. その他注意事項

- ・ 応募に係る費用は応募者の負担とし、甲はいかなる費用も負担しません。
- ・ 提出書類は返却しません。また、提出書類は甲の定める保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- ・ 提出書類を作成するにあたり、甲から提供された資料がある場合は、公表されているものを除き、第三者への開示、転載、掲載を禁止します、また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際に甲へ返却してください。
- ・ 提案が採用された場合、甲と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映するものとし、ます。なお、採用された提案について甲は乙と協議の上、その一部を修正することができるものとします。
- ・ 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式としてください。
- ・ そのほか疑義が生じた場合は、甲と協議する者としてします。

第9. 連絡先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階北

東京都建設局公園緑地部公園課（霊園担当）

（代表電話）03-5321-1111 （都庁内線） 41-351

（直通電話）03-5320-5392

（Eメール）S0000381@section.metro.tokyo.jp

※なお、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。